

(仮称) 座間市児童発達支援センター設置条例 (骨子案) について

< 条例策定の背景 >

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について (令和2年5月19日厚生労働省告示第213号)」において、「令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする」と示されました。

これにより本市においても、座間市障害者計画 (第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画) において児童発達支援センターの設置を目標に掲げました。

児童発達支援センターとは、児童福祉法に規定されている施設で発達に遅れや障がいのある児童が通い、基本的動作の獲得、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、地域における中核的な機関として関係機関との連携や助言など地域支援を行うこととされています。

本市においては、現在、総合福祉センター (サニープレイス) 内で児童発達支援事業「座間市サニーキッズ」を行っておりますが、施設面において児童発達支援センターの基準を満たせない現状がありました。

今回、座間市公共施設再整備計画で策定されている生きがいセンター跡地を活用することにより、座間市サニーキッズで行っている事業を機能拡大し、児童発達支援センター化することで中核的な機関として担えるよう設置条例を策定することとなりました。

< 条例 (骨子案) >

1 設置

発達に遅れのある児童、障がい (知的、身体、精神) のある児童または医療的ケア児が身近な地域で、障がいや発達の特性に応じた適切かつ専門的な支援が受けられるよう (仮称) 座間市児童発達支援センターを設置します。

2 所在地

座間市小松原一丁目 45 番 21 号

3 事業

児童発達支援センターに必要な、児童発達支援、保育所等訪問および障害児相談支援を中心に、未就学児を対象とした日中一時支援や医療的ケア児、重症心身障害児への支援も行います。

4 利用者

発達の遅れ、知的障がい、身体障がい、精神障がいのある児童及び医療的ケア児と

その保護者。利用者の関係機関の職員

5 指定管理者による管理

多様化する課題への柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な市民サービスを提供するため、指定管理者制度を導入します。

<意見を提出できる人>

市内在住、在勤、在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他の団体、公募案件に利害関係を有する方

<提出方法>

住所、氏名（法人は名称と代表者氏名）、電話番号を明記した任意の書式で、座間市役所障がい福祉課宛てに郵送（11月30日必着）ファクスまたは直接持参（市ホームページにて電子申請可）

<提出期間>

令和3年11月1日（月）～11月30日（火）

<提出先>

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所障がい福祉課
電 話：046-252-7132
ファクス：046-252-7043